

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
第四節の十七 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十）	第四節の十七 「同上」
第四節の十七の二 五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十の二）	「新設」
第四節の十八 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の二十一）	第四節の十八 「同上」
（混信防止機能）	（混信防止機能）
第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。	第九条の四 「同上」
「一〽七 略」	「一〽七 同上」
八 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能	八 「同上」
「イ・ロ 略」	「イ・ロ 同上」
ハ 小電力データ通信システムの無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。） 及び五・二GHz帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局	ハ 小電力データ通信システムの無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）
「二 略」	「二 同上」
「九〽十一 略」	「九〽十一 同上」

(空中線電力の許容偏差)		
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一〜六 略〕		
七 次に掲げる送信設備 〔一〜四 略〕 五 五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備 〔六〜八 略〕	二〇	八〇
〔八〜十八 略〕		
〔2〜4 略〕		
(副次的に発する電波等の限度)		
第二十四条 〔略〕		
2 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、 小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局 の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。		
周波数帯	副次的に発する電波の限度	
〔略〕		
一〇GHz以上	二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以	二〇ナノ

(空中線電力の許容偏差)		
第十四条 〔同上〕		
送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一〜六 同上〕		
七 次に掲げる送信設備 〔一〜四 同上〕 〔新設〕 〔五〜八 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔八〜十八 同上〕		
〔2〜4 同上〕		
(副次的に発する電波等の限度)		
第二十四条 〔同上〕		
2 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの 及び 小電力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。		
周波数帯	副次的に発する電波の限度	
〔同上〕		
〔同上〕	二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以	〔同上〕

	下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五 MHz を超え二、四七五 MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、 小電力データ通信システムの無線局及び五・一二 GHz 帯高出力データ通信システムの無線局	ワット以下
[3 ～ 29 略] (小電力データ通信システムの無線局の無線設備) 第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。 [一・二 略] 二 五、一五〇 MHz を超え五、三五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの [イ～ワ 略] [四 略] 五 五、一二〇 MHz (五・一二 GHz 帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。)又は五、一九〇 MHz の周波数及び五、五三〇 MHz 又は五、六一〇 MHz の周波数の電波を同時に使用するもの [イ～ホ 略] く 一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。 [一] 略		
	下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五 MHz を超え二、四七五 MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの 及び 小電力データ通信システムの無線局	
[3 ～ 29 同上] (小電力データ通信システムの無線局の無線設備) 第四十九条の二十 [同上] [一・二 同上] 二 五、一五〇 MHz を超え五、三五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号③の告示で定める場所において使用するものに限る。) [イ～ワ 同上] [四 同上] 五 五、一二〇 MHz 又は五、一九〇 MHz の周波数及び五、五三〇 MHz 又は五、六一〇 MHz の周波数の電波を同時に使用するもの (屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号④の告示で定める場所において使用する場合に限る。) [イ～ホ 同上] く [同上] [一] 同上		

② その他の周波数の電波を使用する場合

- （イ） 五、五三〇 MHz 又は五、六一〇 MHz の周波数の電波を五・二 GHz 帯高出力データ通信システムの無線局（基地局又は陸上移動中継局に限る。）の五、二二〇 MHz の周波数の電波と同時に使用する場合

六・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、三・一二五ミリワット以下）

- （ロ） （イ）以外の場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

〔下 略〕

チ 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

- （1） 五、二二〇 MHz（五・二 GHz 帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。）及び五、五三〇 MHz 又は五、六一〇 MHz の周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数 (f)	一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力
〔略〕			
五、五三〇 MHz	五、三七〇 MHz 以上 五、四五 MHz 以下	七五・二 MHz 以上 一六〇 MHz 以下	二・五マイクロワット以下 ただし、五・二 GHz 帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局の五、二二〇 MHz の周波数の電波と同時に使用する場合にあつては一

② その他の周波数の電波を使用する場合

- 一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

〔下 同上〕

チ 〔同上〕

- （1） 五、二二〇 MHz 及び五、五三〇 MHz 又は五、六一〇 MHz の周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数 (f)	一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力
〔同上〕			
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	二・五マイクロワット以下

	五、四五 四・八 MHz を 超え 五、四七〇 MHz 以下	六〇 MHz 以上 七五・二 MHz 未 満	二・五マイクロワット以下
			一五マイクロワット以下
			ただし、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局の五、二一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合には五〇マイクロワット以下
〔略〕			

注 fの単位は、MHzとする。

〔② 略〕

〔リ 略〕

〔六・七 略〕

第四節の十七の二 五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備

(五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十の二 五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 前条第三号イ、ロ、ニ、ホ（④を除く。）、く、リ、ヌ及びルに掲げる条件に適合すること。

二 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

	〔四十一〕	〔四十一〕	一五マイクロワット以下
〔四十一〕			

注 fの単位は、MHzとする。

〔② 同上〕

〔リ 同上〕

〔六・七 同上〕

〔新設〕

五、一八〇_{MHz}、五、二〇〇_{MHz}、五、二二〇_{MHz}又は五、二四〇_{MHz}	
(2) 占有周波数帯幅が一九_{MHz}を超え三八_{MHz}以下の場合	
五、一九〇_{MHz}又は五、二三〇_{MHz}	
(3) 占有周波数帯幅が三八_{MHz}を超え七八_{MHz}以下の場合	
五、二二〇_{MHz}	
三 送信装置の空中線電力は、前条第三号ト(3)(四)を除く。)に掲げる条	
件によるほか、直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送	
信装置及び直交周波数分割多重方式を使用する送信装置にあつては二〇〇	
ミリワット以下であること。	
四 一_{MHz}の帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。	
(1) 占有周波数帯幅が一九_{MHz}以下の場合	
水平面からの仰角 (θ)	一_{MHz}の帯域幅における等価等方輻射電力
八度未満	五〇ミリワット以下
八度以上四〇度未満	次に掲げる式による値以下 $10^{(1.7-0.0716(\theta-8))}$ミリワット
四〇度以上四五度以 下	次に掲げる式による値以下 $10^{(-0.59-0.122(\theta-40))}$ミリワット
四五度超	〇・〇六三ミリワット以下
(2) 占有周波数帯幅が一九_{MHz}を超え三八_{MHz}以下の場合	
水平面からの仰角 (θ)	一_{MHz}の帯域幅における等価等方輻射電力
八度未満	二五ミリワット以下
八度以上四〇度未満	次に掲げる式による値以下 $0.5 \times 10^{(1.7-0.0716(\theta-8))}$ミリワット
四〇度以上四五度以 下	次に掲げる式による値以下 $0.5 \times 10^{(-0.59-0.122(\theta-40))}$ミリワット

(3) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合		四五度超	〇・〇三一五ミリワット以下
水平面からの仰角 (θ)		一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力	
八度未満		一二・五ミリワット以下	
八度以上四〇度未満		次に掲げる式による値以下 $0.25 \times 10^{(1.7-0.0716(\theta-8))}$ ミリワット	
四〇度以上四五度以下		次に掲げる式による値以下 $0.25 \times 10^{(-0.59-0.122(\theta-40))}$ ミリワット	
四五度超		〇・〇一五七五ミリワット以下	
五 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。			
(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合			
基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、二四〇MHz	五、一四〇MHz以上 五、二四二MHz以下	九八MHz以上 一〇〇MHz以下	一二・五マイクロワット以下
	五、一四二MHzを超え 五、二五〇MHz以下	九〇MHz以上 九八MHz未満	七五マイクロワット以下
	五、二五〇MHz以上 五、二五二MHz未満	一〇MHz以上 一一MHz未満	次に掲げる式による値以下 $10^{1+\log(5)-(f-9)}$ ミリワット
	五、二五二MHz	一一MHz以上	次に掲げる式による値以下

	MHz 以上 五、二六〇 MHz 未満	二〇 MHz 未満	$10^{-1+\log(5)-(8/90)(f-11)}$ mW リワット
	MHz 以上 五、二六 六・七 MHz 未 満	二〇 MHz 以上 二六・七 MHz 未 満	次に掲げる式による 値以下 $10^{-1.8+\log(5)-(6/50)(f-20)}$ mW リワット
	MHz 以上 五、二六 六・七 MHz 以 上 五、三六〇 MHz 以下	二六・七 MHz 以 上 二〇 MHz 以下	一一・五マイクロワ ット以下

注 f の単位は、MHz とする。

(2) 占有周波数帯幅が一八 MHz を超え一九 MHz 以下の場合

基準チャネ ル	周波数帯	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一 MHz の帯域幅におけ る等価等方輻射電力
MHz 五、一八〇	MHz 以上 五、一四二 MHz 以下	三八 MHz 以上 四五 MHz 以下	一一・五マイクロワ ット以下
	MHz を超え 五、一五〇 MHz 以下	三〇 MHz 以上 三八 MHz 未満	七五マイクロワット 以下
MHz 五、二四〇	MHz 以上 五、二五一 MHz 未満	一〇 MHz 以上 一一 MHz 未満	次に掲げる式による 値以下 $10^{1+\log(5)-(f-9)}$ ミリワッ ト
	五、二五一		次に掲げる式による

	MHz以上 五、二六〇 MHz未満	一一MHz以上 二〇MHz未満	値以下 $10^{-1+\log(5)-(8/90)(f-11)}$ mW リワット
	MHz以上 五、二六 六・七MHz未満	二〇MHz以上 二六・七MHz未満	次に掲げる式による 値以下 $10^{-1.8+\log(5)-(6/50)(f-20)}$ mW リワット
	MHz以上 五、二六 六・七MHz以上 五、三六五 MHz以下	二六・七MHz以上 一一五MHz以下	一一・五マイクロワ ット以下

注 fの単位は、MHzとする。

(3) 占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

基準チャネ ル	周波数帯	基準チャネルか らの差の周波数 (f)	一九MHzの帯域幅におけ る等価等方輻射電力
MHz 五、一九〇	MHz以上 五、一四 一・六MHz 以下	MHz以上 四八・四MHz 九〇MHz以下	一一・五マイクロワ ット以下
	MHz以上 五、一四 一・六MHz を超え 五、二五〇 MHz以下	MHz以上 四〇MHz 四八・四MHz未 満	七五マイクロワット 以下
MHz 五、二三〇	MHz以上 五、二五〇 MHz以上 五、二五二 MHz未満	二〇MHz以上 二二MHz未満	次に掲げる式による 値以下 $10^{\log(5)-(f-20)+\log(1/2)}$ mW リワット
	MHz以上 五、二五二	二二MHz以上	次に掲げる式による

	五、四八〇 MHz 以下 上 五、二九〇 MHz 以上 六・七 MHz 未満 五、二九〇 MHz 以上 五、二九〇 MHz 未満	二七〇 MHz 以下 上 八六・七 MHz 以上 八六・七 MHz 未満 八〇 MHz 以上 八〇 MHz 未満 四一 MHz 以上	値以下 $10^{\log(5)-(8/390)(f-41)-1+\log(1/4)}$ ミリワット 次に掲げる式による値以下 $10^{\log(5)-(3/100)(f-80)-1.8+\log(1/4)}$ ミリワット 一一・五マイクロワット以下
--	--	---	---

注 f の単位は、MHz とする。

六 基地局にあつては他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うこと。

七 陸上移動中継局にあつては基地局からの制御を受けて当該基地局と通信するとともに、一の通信系内の陸上移動局及び小電力データ通信システムの無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該陸上移動局及び小電力データ通信システムの無線局の制御を行うこと。

八 識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を備えるものであること。

九 第一号及び第三号から第五号までの規定にかかわらず、五、二二〇 MHz の周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇 MHz 又は五、六一〇 MHz の周波数の電波と同時に使用する場合は変調方式、送信装置の空中線電力、一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力及び帯域外漏えい電力については、次のとおりとする。

(1) 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。

(2) 送信装置の空中線電力は二〇〇ミリワット以下とし、かつ、一 MHz の帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。

(3) 一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

水平面からの仰角 (θ)	一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力
八度未満	六・二五ミリワット以下
八度以上四〇度未満	次に掲げる式による値以下 $0.125 \times 10^{(1.7-0.0716(\theta-8))}$ ミリワット
四〇度以上四五度以下	次に掲げる式による値以下 $0.125 \times 10^{(-0.59-0.122(\theta-40))}$ ミリワット
四五度超	〇・〇〇七九ミリワット以下

(4) 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

基準チャネル	周波数帯	基準チャネル からの差の周 波数 (f)	一 MHz の帯域幅におけ る等価等方輻射電力
五、二二〇 MHz	五、〇二〇 MHz 以上 五、一二三 MHz 以下	七五・二 MHz 以 上 一九〇 MHz 以下	一一・五マイクロ ワット以下
	五、一二三 MHz を 超え 五、二五〇 MHz 以下	六〇 MHz 以上 七五・二 MHz 未 満	六二・五マイクロ ワット以下
	五、二五〇 MHz 以上 五、二五二 MHz 以下	四〇 MHz 以上 四一 MHz 未満	次に掲げる式による 値以下 $10^{\log(5)-(f-40)+\log(1/8)}$ mW

合するものであること。

(五 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十一 五 GHz 帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局(次項に規定するものを除く)、携帯基地局及び携帯局(次項に規定するものを除く。)の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〜四 略〕

五 陸上移動中継局、陸上移動局及び携帯局(他の携帯局の送信する電波の周波数を制御するものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局(他の携帯局の送信する電波の周波数を制御するものに限る。)の電波(陸上移動局にあつては、他の無線局により中継されたものを含む。)を受信することによつて、自動的に選択されること。

〔六〜八 略〕

九 隣接チャネル漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ 四〇 MHz システム(占有周波数帯幅が一九・七 MHz を超え三八 MHz 以下のものをいう。以下同じ。)

割当周波数から四〇 MHz 及び八〇 MHz 離れた周波数の $\pm$ 一九 MHz の帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下及び八マイクロワット以下であること。

〔ロ〜ニ 略〕

十 帯域外漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

〔イ 略〕

ロ 二〇 MHz システム

(五 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十一 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

五 陸上移動中継局及び陸上移動局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局の電波(陸上移動局にあつては、他の無線局により中継されたものを含む。)を受信することによつて、自動的に選択されること。

〔六〜八 同上〕

九 〔同上〕

イ 四〇 MHz システム(四、九三〇 MHz 及び四、九七〇 MHz の周波数の電波を使用する無線設備であつて、占有周波数帯幅が一九・七 MHz を超え三八 MHz 以下のもの(直交周波数分割多重方式を使用するものに限る。))をいう。以下同じ。)

割当周波数から四〇 MHz 及び八〇 MHz 離れた周波数の $\pm$ 一九 MHz の帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下、八マイクロワット以下であること。

〔ロ〜ニ 同上〕

十 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 二〇 MHz システム

(i) 四、九〇〇 MHz を超え五、〇〇〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する場

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	1 MHz の帯域幅における等価等方 放射電力
四、八八〇 MHz 以上四、九〇〇 MHz 以下及び五、〇〇〇 MHz 以上 五、〇二〇 MHz 以下	一五マイクロワット以下

(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数帯	1 MHz の帯域幅における等価等方 放射電力
四、八七五 MHz 以上四、八八〇 MHz 以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇 MHz を超え四、九〇 〇 MHz 以下及び五、〇〇〇 MHz 以 上五、〇二〇 MHz 未満	一五マイクロワット以下
五、〇二〇 MHz 以上五、〇二五 MHz 以下	二・五マイクロワット以下

合

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	1 MHz の帯域幅における等価等方 放射電力
四、八八〇 MHz 以上四、九〇〇 MHz 以下及び五、〇〇〇 MHz 以 上五、〇二〇 MHz 以下	一五マイクロワット以下

(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

周波数帯	1 MHz の帯域幅における等価等方 放射電力
四、八七五 MHz 以上四、八八〇 MHz 以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇 MHz を超え四、九〇 〇 MHz 以下及び五、〇〇〇 MHz 以上五、〇二〇 MHz 未満	一五マイクロワット以下
五、〇二〇 MHz 以上五、〇二五 MHz 以下	二・五マイクロワット以下

(2) 五、〇三〇 MHz を超え五、〇九一 MHz 以下の周波数の電波を使用する場

合

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合

周波数帯	1 MHz の帯域幅における等価等方 放射電力
五、〇〇〇 MHz 以上五、〇二〇 MHz 以下	三〇マイクロワット以下
五、〇二〇 MHz を超え五、〇三 〇 MHz 以下	一ミリワット以下
五、〇九一 MHz 以上五、一〇〇	〇・五ミリワット以下

10 MHz 以下

＜ 10MHz システム

(二) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

MHz 未満	
五、一〇〇 MHz 以上五、一二〇 MHz 以下	一五マイクロワット以下

二 五 MHz システム

周波数帯	1 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力
四、九〇二・五 MHz 以上四、九〇七・五 MHz 未満及び四、九五二・五 MHz を超え四、九五七・五 MHz 以下	一五マイクロワット以下

(2) 五、〇三〇 MHz を超え五、〇六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合

周波数帯	1 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力
五、〇一五 MHz 以上五、〇二五 MHz 未満	三〇マイクロワット以下
五、〇二五 MHz 以上五、〇三〇 MHz 未満	一ミリワット以下
五、〇六五 MHz を超え五、〇七五 MHz 以下	一五マイクロワット以下

二 五 MHz システム

(1) 四、九〇〇 MHz を超え四、九五〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合

周波数帯	1 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力
四、九〇二・五 MHz 以上四、九〇七・五 MHz 未満及び四、九五二・五 MHz を超え四、九五七・五 MHz 以下	一五マイクロワット以下

(2) 五、〇三〇 MHz を超え五、〇六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合

周波数帯	1 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力
五、〇二二・五 MHz 以上五、〇二七・五 MHz 未満	三〇マイクロワット以下
五、〇二七・五 MHz 以上五、〇三〇 MHz 未満	一ミリワット以下

五、〇六二・五MHzを超え五、〇六七・五MHz以下	一五マイクロワット以下
十一 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては四、八四〇MHz及び四、八六〇MHz、五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては四、九六〇MHz及び四、九八〇MHzの±一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力の上限値は、二マイクロワット及び〇・二マイクロワットのいずれかであること。 [十一 同上]	2 [同上] [一・二 同上] 三 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては四、八四〇MHz及び四、八六〇MHz、五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては四、九六〇MHz及び四、九八〇MHzの±一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力は、〇・二マイクロワット以下であること。 四 陸上移動局又は携帯局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものであつて、他の携帯局の送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。 [五 同上]

十一 四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの±一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力の上限値は、二マイクロワット又は〇・二マイクロワットのいずれかであること。 [十一 略]	2 五MHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。）の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 [一・二 略] 三 四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの±一〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力は、〇・二マイクロワット以下であること。 四 送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局（前項に規定するものであつて、他の携帯局の送信する電波の周波数を制御するものに限る。）の電波（他の無線局により中継されたものを含む。）を受信することによつて、自動的に選択されること。 [五 略]
---	---

別表第一号（第5条関係）

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率）
〔1～7 略〕		
8 2,450MHz を超え 10,500MHz 以下	〔1～5 略〕 6 小電力データ通信システムの無線局 <u>及び 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの無線局</u> (1) 5,150MHz を超え 5,350MHz 以下 又は 5,470MHz を超え 5,725MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (2) その他の周波数を使用するもの 〔7 略〕	20 50
〔9 略〕		

〔注 略〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第29 略〕

第30 小電力データ通信システムの無線局及び 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔1～5 略〕

〔第31～第65 略〕

第66 11GHz 帯又は 15GHz 帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 チャンネル間隔が 5MHz のもの 5MHz

別表第一号（第5条関係）

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率）
〔1～7 同左〕		
〔同左〕	〔1～5 同左〕 6 小電力データ通信システムの無線局 (1) 〔同左〕 (2) 〔同左〕 〔7 同左〕	〔同左〕 〔同左〕
〔9 同左〕		

〔注 同左〕

別表第二号（第6条関係）

〔第1～第29 同左〕

第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔1～5 同左〕

〔第31～第65 同左〕

第66 〔同左〕

<u>2</u> チャンネル間隔が 10MHz のもの 9.5MHz <u>3</u> チャンネル間隔が 20MHz のもの 18.5MHz <u>4</u> チャンネル間隔が 40MHz のもの 36.5MHz <u>5</u> チャンネル間隔が 60MHz のもの 53.5MHz <u>6</u> チャンネル間隔が 80MHz のもの 72.5MHz [第 31～第 73 略] 別表第三号（第 7 条関係） [1～28 略] 29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、5,150MHz を超え 5,350MHz 以下又は 5,470MHz を超え 5,725MHz 以下の周波数の電波を使用するもの及び 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 [(1)～(8) 略] [30～61 略]	<u>1</u> チャンネル間隔が 40MHz のもの 36.5MHz <u>2</u> チャンネル間隔が 60MHz のもの 53.5MHz [第 31～第 73 同左] 別表第三号（第 7 条関係） [1～28 同左] 29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて、5,150MHz を超え 5,350MHz 以下又は 5,470MHz を超え 5,725MHz 以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 [(1)～(8) 同左] [30～61 同左]
---	---

附 則

この省令は、平成 年 月 日から施行する。